

傍聴を希望される方へ

- 学校運営協議会の傍聬を希望される方は、会議開始までに傍聴人名簿に氏名等を記入の上、係員に提出してください。
- 会議開始予定時刻の5分前に傍聴証を交付します。
- 会議開始予定時刻の5分前に定員を超える場合は抽選により傍聴人を決定します。（傍聴席の数が傍聴できる定員になります。）
- 次のいずれかに該当する場合は、傍聴することができません。
 - ・酒気を帯びていると認められる場合
 - ・危険物又は会議の妨害になると認められる器物等を携帯している場合
 - ・その他、傍聴を不適当と認める場合
- 傍聴される方は、以下の事項を遵守してください。
 - ・飲食又は喫煙をしないこと
 - ・静かに傍聬し、私語、談笑等議事の妨害となるような行為をしないこと
 - ・物事に批評を加え、賛否を表明し、又は拍手をしないこと
 - ・録音、撮影を目的とする機器を持ち込み、使用しないこと
 - ・その他、協議会の妨害となるような挙動をしないこと
- 会議を非公開とする決定がされた場合は、退出していただきます。
- 以上の事項に従わない場合は、退出していただきます。

ご協力をお願いいたします。